

議案番号	件名	概要	審議結果
発議 第4号	渥美昌裕議員に対する議長不信任決議について	令和8年3月4日に財務大臣へ提出された「原子力防災に関する要請書」の内容が、全議員で協議した内容から修正されていたことにより、議長の不正問題として議長の不信任を決議するもの	賛成少数で 否決

◆賛否が分かれた議案

議案番号	案件・結果 (賛成=○ 反対=×)	議員名(議席順)													
		高田和幸	福田伸次	川口知幸	石川貴広	村田明彦	小田芳久	二俣秀明	櫻井勝	河原崎恵士	植田浩之	渥美昌裕	阿形昭	阿南澄男	
議案 第27号	令和8年度御前崎市池新田財産区特別会計予算について	可決	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	※ ₁	×	○
発議 第1号	高田和幸議員に対する辞職勧告決議について	可決	除斥	×	×	○	×	×	○	○	○	○	※ ₁	×	○
発議 第2号	原子力防災要請書提出に係る調査特別委員会設置に関する決議について	否決	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	※ ₁	○	×
発議 第3号	令和8年3月4日財務大臣に提出された要請書の撤回と返却に関する決議について	否決	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	※ ₁	○	×
発議 第4号	渥美昌裕議員に対する議長不信任決議について	否決	○	○	×	×	○	×	×	×	×	※ ₂	除斥	○	×

※1 議長は採決に加われません。

※2 除斥された議長に代わり副議長が議事進行を行ったため、副議長は採決に加われません。

高田和幸議員に対する辞職勧告決議

御前崎市議会は、これまでの高田和幸議員の一連の行動を、議会の品位と権威を傷つけるとともに御前崎市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであるとして、令和7年2月議会で「問責決議」、令和7年6月議会で「御前崎市議会議員政治倫理規程第10条第2項の措置に関する決議」、及び「議員辞職勧告決議」、令和7年9月議会で2度目の「議員辞職勧告決議」を可決しているが、高田議員は、こうした御前崎市議会の意思決定を無視する形で、現在も市議会議員の職に留まり続けている。このような高田議員の政治姿勢は、到底、市民の理解を得られるものではない。

また、今般、市内の認定こども園を運営する社会福祉法人から市議会議長あてに提出された要望書の対応について諮問を受けた議会運営委員会が、事実確認の調査をした結果、あらためて政治倫理基準に違反する高田議員の行動が明らかとなった。

- ①市議会議員の地位を利用して不当に認定こども園の内部資料を閲覧したこと。
- ②市議会議員の地位を利用して不用意に認定こども園の人事に介入したこと。
- ③市長に提出された「白羽のんのん英育園の公立園復帰を求める嘆願書」に市議会議員として関与した疑念が生じていること。

これらを含め、高田議員の一連の不適切な行動は、市民の代表者たる市議会議員の本質から著しく逸脱しており、民間事業者から議長あてに要望書が提出されること自体が議会の品位を著しく貶めるものであるため、御前崎市議会としては、これを断じて許すわけにはいかない。

よって、御前崎市議会は、高田和幸議員に対し、自らの意思により速やかに議員辞職することを、あらためて強く勧告するものである。

以上、決議する。

令和8年3月24日

御前崎市議会